

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成28年1月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500246号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500100号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年8月6日から昭和32年8月7日まで

私は、昭和31年3月22日に、A社に入社し、最初の頃は、巾着網漁業B丸船団に所属していた「C丸」に乗船していた。C丸は船員保険の適用船舶ではなかったが、その後、昭和31年8月6日から昭和32年8月7日までの期間(以下「請求期間」という。)については、船団の本船である船員保険適用船舶の「B丸」に、D業務員として乗船していたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間として記録されており、船員保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間を船員保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が請求期間において、一緒にB丸に乗船していたとするE業務担当者については、A社に係る船員保険被保険者名簿により請求期間に船員保険の被保険者記録が確認できる上、当該E業務担当者から提出された船員手帳により、当該E業務担当者は、請求期間を含む昭和30年5月17日から昭和34年4月18日までの期間において、B丸に乗船していたことが確認できるところ、当該E業務担当者は、請求者を記憶しているものの、一緒に乗船していた期間は覚えていない旨陳述している。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、船員保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、B丸に乗船していたが、請求者のことは覚えていない旨回答又は陳述している。

さらに、船員保険船舶所有者記号番号払出簿によると、A社は、既に適用船舶所有者ではなくっており、事業主は居所不明であることから、請求者の請求期間における勤務実態、船員保険の加入状況及び給与からの船員保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和31年3月22日、資格喪失日は昭和32年8月7日と記録されており、当該記録は請求者に係るオンライン記録における厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、前述の被保険者期間内に健康保険被保険者証の更新及び定時決定が記録されていることが確認できることから、同社は請求者を厚生年金保険の被保険者として届け出ているものと考えられる。

また、請求者はB丸所属の船舶に乗船したとする同僚が記載した「乗船履歴についての証明内容」を提出しているが、当該同僚は、請求期間当時及び署名した当時の記憶は定かではない旨陳述している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚の年金

記録は、厚生年金保険被保険者として記録されていることが確認できる。

一方、請求者は、自身の船員手帳の写し及び当該船員手帳の書換えを行ったとする当時の担当者が作成した「船員手帳書換え証明書」を提出し、「書換え後の船員手帳に、『新交付 31. 8. 6』との記載があるので、B丸に転船した後の雇入日は、昭和 31 年 8 月 6 日であることが証明されている。」と陳述している。

しかしながら、前述の船員手帳には「新交付 31. 8. 6」及び「43 年 8 月 19 日交付」と記載されているところ、F 運輸局の担当者は、船員手帳の有効期限は、原則、交付を受けた時から 10 年間とされており、昭和 43 年当時の船員手帳の書換えについて、有効期限から 1 か月以上過ぎていれば、書換えではなく新規交付となっていたことから、昭和 43 年 8 月 19 日交付された船員手帳に「新交付 31. 8. 6」の追記を行うことはできない旨陳述している。

また、「船員手帳書換え証明書」に署名した当時の担当者は、当該証明書に記載されていることが全てである旨陳述するのみで、書換えを行った時期等について具体的な陳述を得ることができないことから、前述の請求者が提出した資料をもって、請求者が請求期間において B 丸に乗船し、請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたとまでは言い難い。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500278 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500101 号

第 1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在はB社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 3 月 1 日から昭和 52 年 2 月 21 日まで

私は、A社が後援するC事務所において昭和 50 年 1 月頃からD職として勤務し、昭和 50 年 3 月 1 日から昭和 56 年 4 月 20 日に退職するまで、同社から給与を支給され、その給与から厚生年金保険料が控除されていた。

昭和 52 年 2 月 21 日からは、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録はあるが、請求期間に係る被保険者記録が抜けているので、調査して記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社が後援するC事務所に勤務していたが、厚生年金保険はA社において加入しており、当時の事業主及び経理担当者がその事情を知っている旨陳述している。

しかしながら、B社は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管していない上、当時の事業主は既に死亡しており、当時の経理担当者及び社会保険事務担当者の氏名は不明であることなどから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の届出状況及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、A社が加入していたE健康保険組合が提出した資料によると、請求者の同社に係る健康保険組合の被保険者資格の取得日は昭和 52 年 2 月 21 日、喪失日は昭和 56 年 4 月 20 日と記載されていることが確認でき、当該記録は、請求者に係るオンライン記録及び同社に係る事業所別被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

さらに、請求期間当時、A社の所在地を管轄していたF公共職業安定所は、請求者に係る同社における雇用保険の被保険者記録を確認することができない旨回答している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。